

**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案の概要**

- 1 銀行等以外の会社からの株式の買取りの対象となる証券取引所に上場されている株式に準ずる株式は、証券取引法第 75 条第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とすることとする。
- 2 この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 176 号）の施行の日から施行する。